

戸籍謄抄本等郵送請求書

記載例 2

【どなたの証明が何通必要ですか？】

令和

本籍	福岡県朝倉市 菩提寺〇〇番地〇		
筆頭者	甘木 太郎 (生年月日 昭和2 年 3 月 1 日)	抄本の場合は 必要な人の 氏名	(生年月日 年 月 日)
戸籍謄本 (全部事項証明)	1通 450円	通	身分証明書 (本人以外の方からの請求 は委任状が必要です) 1通 300円
戸籍抄本 (個人事項証明)	1通 450円	通	手数料については、相続のケースによって大きく異なります詳しくはお問い合わせください。
除籍 (□謄本 □抄本)	1通 750円	通	
改製原 (□謄本 □抄本)	1通 750円	通	
その他 ()		通	
※ 相続等の場合 の除籍謄本等 の請求	※具体的にご記入ください。		
	(被相続人氏名) 甘木 太郎 が 死亡したための手続き	<input checked="" type="checkbox"/> 被相続人の出生から死亡までが (2 セット) 必要 <input type="checkbox"/> 死亡の記載があるもの <input type="checkbox"/> _____ から _____ までが (_____ セット) 必要 * その他 [相続人が全て確認できるもの、親子関係が分かるもの等]	
使用目的 及び必要な 記載事項	<input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> 戸籍届出 <input checked="" type="checkbox"/> 相続 * その他 (具体的に) [亡父死亡による相続手続で銀行等に提出するため] ※ 附票の場合: _____ から _____ までの住所記載分		
【請求者】			
住所	佐賀県〇〇市〇〇町〇〇〇 △△番地 〇〇アパート〇号	電話番号	(昼間連絡のとれるところ) 090-1234-5678
氏名	朝倉 花子	Ⓜ (戸籍に記載された方との続柄: 長女)	

【注意事項】

- ◎ 戸籍、除籍(改製原戸籍)謄本・抄本(全部事項証明・一部事項証明)を交付請求できる方は下記のとおりです。
 - ・その戸籍等に記載されている方ご本人及びその配偶者、記載されている方の直系血族の方
 - ・自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために戸籍の記載事項を確認する必要がある方 (権利、義務を証明する書面等が必要になることがあります。)
 - ◎ 直系の親族の方の除籍(改製原戸籍)謄本・抄本(全部事項証明・一部事項証明)を請求する場合には、請求者の方が戸籍に記載されている方の直系親族であることの証明が必要になります。直系親族であることの確認ができるもの(続柄のわかる戸籍のコピーなど)を添えて請求してください。
 - ◎ 代理人の場合は、交付請求できる方からの委任状が必要になります。
 - ◎ 身分証明書を請求できる方は、本人に限られます。親族であっても交付できません。本人以外の方が身分証明書を請求される際は、必ず本人からの委任状が必要になります。ただし、未成年者については、親権者の方に身分証明書を交付することができます。
- ※朝倉市では、旧甘木市は平成16年6月5日、旧朝倉町は平成17年3月19日、旧杷木町は平成17年8月13日に戸籍の電算化を実施しております。
電算化に伴い電算化前の戸籍や附票に記載されていた事項の内、一部の事項(死亡・離婚等)については電算化後の戸籍や附票に記載されません。